

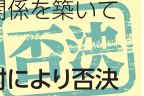
わが会派から意見書(案)提出。「安保関連法廃止」熱く討論。
「安保関連法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書(案)」賛成討論の要旨

戦後70年、日本が世界に誇るべきは、一貫した平和主義と成熟した民主主義です。しかし、今回の関連法が「憲法違反」という声が高まり、しかも国民の理解が得られない中、強行採決されたことによって、平和主義と民主主義、そのいずれもが踏みにじられたのではないのでしょうか。

武力ではなく、一貫した平和主義こそが、戦争やテロの標的にされない最大の抑止力となり、日本の発展の最大の要因となりました。平和国家としての戦後70年の歩みが、この関連法の成立で、水泡に帰すことを危惧します。日本は法治国家です。法律によって社会のルールが定められますが、その最高法規が憲法です。そこに、法律も行政・内閣も、憲法を超えて存在することは許されません。

成立した関連法は、先の大戦で犠牲となられた方々の幾多の教訓を省みないものであり、許されるものではありません。日本の国を守るとは、世界中の国々と良好な関係を築いていくことです。そのことが、今を生きる私たちの未来への責任です。

自民党、良知会、公明党の反対により否決



チームしが 県議団

会派ニューズ 2015年11月 第4号

発行責任者：清水鉄次 編集責任者：大橋通伸

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1県庁2階 f チームしが 県議団 検索
TEL:077-528-4035 FAX:077-510-6520 Mail:info@knw.jp

9月定例会議代表質問 そのほかの質問項目

- 琵琶湖の環境保全について
- 交通施策について
- 文化・教育施策について
- 警察行政について

9月定例会議 代表質問

滋賀県民の長年の悲願、「琵琶湖保全再生法」成立！
三日月知事と共に「チームしが」の政策をかたちに！

代表質問に立つ田中松太郎議員



今国会で、田島成衆議院議員も提出者になった「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖保全再生法）」が成立しました。三日月知事も、今定例会議の提案説明に先立ち、「この法案の成立により、琵琶湖が国民的遺産として明確に位置づけられるとともに、健全で恵み豊かな湖として保全・再生する取り組みが強力に進められていくこととなり、大きな意義がある」と、歓迎の意を表明しました。

私たち「チームしが県議団」も、この法案の成立により、今後、琵琶湖の環境保全に向けて、国からの財政措置を含めた様々な支援が期待できることを踏まえて、水産資源の復活や観光の振興などについても、琵琶湖を次の世代に確実に引き継ぐための施策を推進していく決意と覚悟を強く持ち、県の姿勢をただしました。今議会の代表質問は、田中松太郎議員でした。

防災と災害対応について
鬼怒川の決壊で、破堤による被害を目的に当りした。家屋が流されるような流れ体への対応を問う。
今回の鬼怒川での被害を踏まえ、流体力について評価する必要がある。今後、国や大学等と連携し、最新の知見を参考に検討を進めてまいりたい。

人家が集中する地域の堤防の強化策、とりわけ天井川（ランク河川）についての強化策を問う。
本県では、当面の間、計画的な河川改修の及ばない範囲において、人的被害を回避するため、55河川をランク河川と位置づけ、堤防強化策に取り組んできた。平成26年度末において、24河川で調査・解析を行い、13河川5.1キロメートルについて、遮水木板などの対策工事を完了した。

地方創生と人口減少社会について

人口減少社会についての数値目標は、どのような議論を経て設定されたのか。
滋賀の強みを活かしながら、出生数を現在の年13,000人で維持すること、本県の課題である転出超過が顕著な20・24歳の社会増減をゼロにすることを条件に「ニューレイション」して、本県の人口目標を2040年に約138万人、2060年に約129万人と設定した。

総合戦略にある「3世代同居できる環境整備について問う。」
3世代同居については、高齢者の子育て支援、高齢者の豊富な経験の伝承、また、子や孫による高齢者の扶養・介護など、人口減少が進む中で改めて評価すべきもの。市町とも3世代同居への支援のあり方について研究を進める。移住についても、3世代で一緒に滋賀へ、取り組みを進めてまいりたい。

南高北低の解消や雇用の確保について問う。
今後、県南部の3市以外の16市町で人口減少が進むことが予想されることから、当面、人口増加が予想される地域と「人口減少が進行する地域」、それぞれの実情・特性に応じた取り組みを展開していく。このため「移住促進プログラム」や「滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト」において、農村地域の地域資源を活かした農家民宿・民泊を支援してまいりたい。雇用確保については、滋賀の強みを活かした新たな産業の創出などにより、生き生きと働くことができる場をつくらせてまいりたい。

滋賀で学び、滋賀で働き、滋賀の発展に貢献できる人材の育成について問う。
県内高校出身者のうち、県内大学へ進学している割合は20.9%、県内大学生のうち、県内へ就職した割合は15.9%に留まっている。このことが20歳から24歳の転出超過の大きな要因となっている。このため、高校生を対象に県内の各大学で講義を体験できる機会の提供。また、大学生と地元企業をつなぐインターンシップ（就労体験の充実など）をほか、県内大学生の滋賀への定着につなげてまいりたい。

産業・雇用施策について

地域産業の現状をどのように捉え、どのように支援していくのかを問う。
本県の地域産業は、低価格輸入品との競争や生活様式の変化、消費者のニーズの多様化などにより、生産額が大きく減少しており、厳しい状況にあるものと認識している。一方で、たとえば、甲賀や日野の製菓業では後発医薬品などへの進出により生産額が増加したり、彦根バルブの水道用弁など、産品によっては需要増の動きもみられる。県工業技術センターでは、技術面での支援を続けている。今後も、消費者ニーズに対応した商品開発や産地間や異業種の交流による相乗効果の発揮、海外展開を含む販路開拓などにより効果的な支援に努めてまいりたい。

東京からの本社機能移転についての取り組みの現状と、今後の見通しについて問う。
モノづくり企業のメーカー工場等が多く集積している本県の強みを活かし、研究開発機能の移転を追求したい。今後は「Made in SHIGA 企業立地助成金」等を活用し、誘致活動を進めていく。直近10年間に県内に立地した製造業等333事業所のうち、東京からは25、大阪・京都からは111。よって、東京からだけでなく本社機能の移転に取り組む。

非正規労働者の増加の現状について、県の雇用施策を問う。
本県の若者に対しては、「おつみ若者未来サポートセンター」において、正規雇用に向け、相談から就職までの支援を行っており、過去3年では、年2,000人前後の就職者を支援。女性に対しては、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、草津市内に新たな拠点を整備したこともあり、就職者数は、前年度の246人から、550人に増加した。

福祉・医療施策について
国民健康保険の都道府県化により、保険料が上がる場合、どのように対応するのか。
市町ごとの医療費や所得水準、収納率等の差異による市町間の格差については、将来的に平準化していく必要がある。被保険者に混乱を招かないよう、新たに設置する財政安定化基金を活用するなど、市町が保険料の激変緩和を行えるようにしていく。

※琵琶湖写真提供：滋賀県

東近江市・日野町・愛荘町
井阪 尚司
自 宅
蒲生郡日野町小野178番地
TEL:0748-34-3930
FAX:0748-34-3930
Eメール:eco2@ex.biwa.ne.jp
http://isaka-naoshi.net/

近江八幡市・竜王町
今江 政彦
今江まさひこ事務所
近江八幡市大杉町30の1
TEL:0748-36-5788
FAX:0748-36-5794
Eメール:m-ima@zc.ztv.ne.jp
http://www.m-ima.com

長浜市
大橋 通伸
自 宅
長浜市高月町雨森1558
TEL:0749-85-4744
FAX:0749-85-4744
Eメール:dct913@mo-hashi.com
http://mo-hashi.com/

栗東市
九里 学
自 宅
栗東市東坂409-3
TEL:077-558-1809
FAX:077-554-1384
Eメール:try@9ri.jp
http://www.9ri.jp

草津市
駒井 千代
自 宅
草津市南笠原三丁目4番8号
TEL:077-562-3304
FAX:077-562-3304
Eメール:info@komaichiyo.net
http://komaichiyo.net/

大津市
柴田 智恵美
柴田智恵美事務所
大津市園山1-1-1(東し労組内)
TEL:077-537-2136
FAX:077-534-8538
Eメール:shiba-cn.m@hera.eonet.ne.jp
http://www.eonet.ne.jp/shibata-chiemi/

高島市
清水 鉄次
清水てつじ事務所
高島市勝野129-3
TEL:0740-36-2077
FAX:0740-36-0237
Eメール:mail@shimizu-tetsuji.jp
http://shimizu-tetsuji.jp

守山市
下村 勲
自 宅
守山市木浜町1765番地の1
TEL:077-585-4620
Eメール:i-shimo@amber.plala.or.jp
http://www5.plala.or.jp/simomuraweb4/

米原市
角田 航也
自 宅
米原市飯46番地
TEL:0749-52-3948
FAX:0749-52-3948
Eメール:kouya.sumida@gmail.com

甲賀市
田中 松太郎
田中松太郎事務所
甲賀市水口町北脇436番地1
TEL:0748-63-5340
FAX:0748-63-5341
Eメール:mail@matsutarou.jp
http://matsutarou.jp/

湖南市
塚本 茂樹
塚本茂樹事務所
湖南市中央五丁目59
TEL:0748-76-4870
FAX:0748-76-4871
Eメール:info@tsukamoto-shigeki.net
http://www.tsukamoto-shigeki.net/

野洲市
富波 義明
とば義明事務所
野洲市行畑二丁目1-15
TEL:077-588-2601
FAX:077-588-2601
Eメール:info@toba-yoshiaki.net
http://toba-yoshiaki.net

彦根市・犬上郡
中沢 啓子
中沢けいこ事務所
彦根市中央町3-6
TEL:0749-26-6300
FAX:0749-26-6300
Eメール:nakazawa@serikawa.club.ne.jp
http://www.geocities.jp/keikon077

大津市
成田 政隆
自 宅
大津市唐崎一丁目3番9号
TEL:077-578-8913
Eメール:mail@narinari.net
http://www.narinari.net/

草津市
山本 正
自 宅
草津市野村七丁目2-7
TEL:077-564-8825
FAX:077-564-8825
Eメール:tdsh333@yahoo.co.jp
http://tdsh333.jimdo.com/